

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

## 令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	9,047,838m <sup>3</sup>	△333,802m <sup>3</sup>	8,714,036m <sup>3</sup>
(2) 一日平均処理水量	24,788m <sup>3</sup>	△914m <sup>3</sup>	23,874m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	776,697千円	△56,303千円	720,394千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,082,210千円	△34,279千円	1,047,931千円
第1項 営業収益	588,109千円	△21,697千円	566,412千円
第2項 営業外収益	491,001千円	△12,582千円	478,419千円
	支	出	
第1款 事業費用	882,664千円	△19,815千円	862,849千円
第1項 営業費用	861,067千円	△28,920千円	832,147千円
第2項 営業外費用	21,596千円	9,105千円	30,701千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額130,695千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,539千円、過年度分損益勘定留保資金74,783千円及び当年度分損益勘定留保資金38,373千円」を「不足する額131,594千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,204千円、過年度分損益勘定留保資金74,783千円及び当年度分損益勘定留保資金46,607千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	776,600千円	△57,202千円	719,398千円
第1項 企業債	202,600千円	△29,400千円	173,200千円
第3項 負担金	191,000千円	△27,802千円	163,198千円
	支	出	
第1款 資本的支出	907,295千円	△56,303千円	850,992千円
第1項 建設改良費	776,697千円	△56,303千円	720,394千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 202,600	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和4年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 173,200	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	202,600				173,200			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	33,061千円	△579千円	32,482千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、89,562千円」を「補助を受ける金額は、82,249千円」に改める。